

令和8年度放課後児童健全育成事業補助金 当初申請について

1 提出書類

- ・当初申請（様式） ※後日別途送付します。
- ・（資料6）「提出が必要な添付書類」に記載されている書類

2 提出期限

（1）第1回提出期限：令和8年4月6日（月）必着

⇒4月末補助金交付予定

（2）第2回提出期限：令和8年5月7日（木）必着

⇒5月末補助金交付予定

※提出時期により、交付時期が変わります。

※提出書類に不備や修正等がある場合は、交付時期が遅れる場合があります。

※第2回提出期限以降に提出する場合は、随時、提出してください。

申請書受領後、概ね1か月で交付となります。

※当初申請は、6月30日までに提出してください。

それ以降の提出は、交付できない場合があります。

※4月1日時点でクラブ児童数が10人に満たない場合は、国へ協議して、承認された後（おおむね秋頃）に申請していただき、交付決定となります。年度当初に補助金は交付されませんので、ご承知おきください。

3 提出方法

原則、電子データで提出してください。電子での提出が難しい場合は、申請書を郵送もしくは持参してください。

※電子メールで提出する場合は、添付資料は1つのwordに貼り付けたり、1つのPDFにしたりするなど、なるべく1ファイルにまとめてください。

- ・市が受信できる添付ファイルの容量は10メガバイトまでです。

4 昨年度からの主な変更点について

(1) 補助金の分割交付について

交付申請額を、複数回に分割して交付します。交付割合は、4月（40%）、6月（20%）、9月（20%）、12月（20%）です。なお、申請については、年度当初の申請の1回のみです。

※4月の提出期限後に提出された場合は、提出日の翌月に、4月の交付額を交付します。

(2) 様式（データ）の変更（主な変更点は、以下のとおりです。）

●様式3

- ・キャリアアップ区分に経験年数3年以上（区分②）を追加しました。これに伴い、区分が①～④となります。
- ・安全計画の策定についての確認項目を追加しました。令和8年度の安全計画を令和7年度中に策定することが必須となります。まだ策定をされていないクラブにおかれましては、本年度中の策定をお願いいたします。

●様式5

- ・補助金の4回に分割して交付することに伴い、1回の申請で請求書が4枚作成されます。様式5の請求額の合計が、様式1の申請額と合致しているか、クラブにて確認をお願いいたします。

●様式6

- ・「2人目以降」のタブに「他学童」を追加しました。きょうだい児がそれぞれ別のクラブを利用している場合で、多子世帯割引を活用する年下の児童は「他学童」を選択し、下部に年上の児童が在籍しているクラブと児童名を記入してください。

●様式9

- ・キャリアアップ区分の新設に伴い、区分を①～④で選択できます。

5 様式の入手方法について

- ・市のホームページからダウンロードできます。
⇒市ホームページ⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード
⇒18.「福祉こども部子育て支援課」の書式
⇒【令和8年度放課後児童健全育成事業 当初申請（様式）】

6 その他

- 入力について、クリーム色のセルは入力が必要です。青色のセルはタブから選択してください。クリーム色のセル以外には計算式が入っている場合がありますので、絶対に入力しないでください。
- 入力する前に、記入例の説明を十分に確認してから入力してください。
- 提出される前に、検算・エラーチェックを必ず行ってから提出してください。

7 問い合わせ等

- 書類の作成に当たって、入力方法やその他不明な点がある場合は、電子メールでご連絡ください。
- リンクの貼り間違いや手計算と自動計算で補助金の額が合わない場合などありましたら、お電話でご連絡ください。

8 提出先

令和8年度より担当部署が変更になるため、以下のとおりご対応ください。

(1) 郵便の到着予定日・持参日が3月26日（木）までのもの

〒238-8550

横須賀市小川町11番地 福祉こども部子育て支援課
放課後児童対策係 あて

(2) 郵便の到着予定日・持参日が3月27日（金）以降のもの

〒238-0016

横須賀市深田台37番地 青少年会館
福祉こども部子育て支援課 放課後児童対策係 あて